

# 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

## 1. 計画期間

2023年4月1日～2025年3月31日（2年間）

## 2. 内容

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行なうため、次のように行動計画を策定する。

### 目標1 年次有給休暇の取得率の5%向上を目指す

- 2023年 7月～ 計画的な取得の推進
- 2024年 4月～ 時間単位の年次有給休暇制度の導入

### 目標2 所定外労働時間の5%削減を目指す

- 2023年 4月～ 働き方改革推進プロジェクトの継続
- 2023年10月～ システム導入による業務フローの見直し
- 2024年 4月～ 時間当たりの労働生産性を重視した人事評価の検討

### 目標3 育児休業取得率を女性80%、男性10%以上とする

- 2023年 7月～ 育児休業制度の趣旨を周知徹底し、基準を満たす者が申し出やすい環境を確立する
- 2023年 7月～ 子の看護休暇の周知と利用率向上
- 2023年10月～ 事業所内保育施設の満足度を高め、利用ニーズに柔軟に対応する